

山口も～やっこ地域力協議会規約

(名称)

第1条 この会は、山口も～やっこ地域力協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、山口連区住民が地域力を結束して、地域の様々な課題解決に取り組むとともに、相互理解を深め安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会事務局は、山口連区自治会事務所に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 瀬戸市地域力向上プランの理念に合致する、山口地区の地域課題解決に取り組む計画（以下「アクションプラン」という。）の作成
- (2) アクションプランに基づく諸活動の実施及び支援
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる団体において選出された者（以下「構成員」という。）及び、山口地区に在住又は在勤する有志で第9条で定める総会（以下「総会」という。）において承認された者（以下「協力員」という。）により組織する。

- (1) 山口連区自治会
- (2) 山口公民館
- (3) 山口地域まちづくり協議会
- (4) 山口地区社協
- (5) 山口連区防災協議会
- (6) 幡山女性防火クラブ
- (7) 保健推進員
- (8) 幡山東小学校PTA

2 構成員は各団体2名以内とし、出身団体の総意に基づいて活動するものとする。

3 協力員は、第4条で定める事業の推進活動に参加するものとする。

4 第1項で定める団体は、必要に応じ総会の決議を経て加除できるものとする。

(役員)

第6条 協議会は、次の役員を置く。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 会長       | 1名 |
| (2) 副会長      | 1名 |
| (3) 事務局長（庶務） | 1名 |
| (4) 会計       | 1名 |
| (5) 会計監査     | 2名 |

(役員を選任等)

第7条 会長の選任は総会において構成員の互選により決定する。

- 2 副会長及び正副事務局長、会計、会計監査は、構成員の中から会長が指名する。
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、各年度の総会が終了するまでは前任者が職務を継続するものとする。

(役員職務)

第8条 役員はそれぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は協議会の事務を行う。
- (4) 会計は協議会の経理を処理する。
- (5) 会計監査は協議会の会計監査にあたる。

(会議)

第9条 協議会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は会長が招集し議長を務める。
- 3 総会は毎年度1回以上開催し、次の事項を審議し決議するものとする。
  - (1) 協議会の規約の改正及び廃止に関する事項
  - (2) 役員承認に関する事項
  - (3) アクションプランの策定及び予算、決算、事業計画、事業報告に関する事項
  - (4) その他、議長が必要と認める事項
- 4 総会は構成員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の同意をもって議事を決する。なお、協力員は総会にオブザーバーとして出席することができる。
- 5 役員会は必要に応じて開催し、次の事項を審議する。
  - (1) アクションプランに基づく諸活動に関する事項
  - (2) その他、会長が必要と認める事項

(実行委員会)

第10条 アクションプランに基づく諸活動の具体的推進にあたっては、実行委員会を組織することができるものとする。

2 実行委員会は役員会の承認を経て構成員及び協力員の中から委員を選任する。会長は選任された委員の中から委員長を指名するものとし、その委員長は実行委員会の運営を司る。

(報酬)

第11条 役員及び構成員、協力員の報酬は無報酬とする。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、補助金及び寄付、その他の収入をもってあてる。

(活動年度)

第13条 協議会の活動年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り決定する。

附則

この規約は、平成28年4月14日から施行する。

令和2年5月28日一部改正

